称号：イマーム（Imam）
役職：不明
生年月日：1969年
出生地：Shekau Village, Yobe State, Nigeria
国籍：ナイジェリア
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：ナイジェリア
国連制裁委員会による指定日：2014年6月26日
その他の情報：カヌリ族の一員。身体的情報：目の色及び髪の色は黒。写真はインターポール（国際警察刑事機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。ジャマトゥ・アフリス・スンナ・リッダァワティ・ワル・ジハード（ボコ・ハラム）(645. で指定した団体）の指導者。シェカウの指導の下、ボコ・ハラムは一連の主要なテロ攻撃を実行している。
【アル・カーイダと関係を有する団体】
650. アンサル・ムスリミーナ・フィー・ビラーディ・スーダン（別称：(a)アンサル(b)アンサル・ムスリミーナ・フィー・ビラーディ・スーダン(c)ジャマトゥ・アンサリル・ムスリミーナ・フィー・ビラーディ・スーダン（ＪＡＭＢＳ）(d)ジャマトゥ・アンサル・ムスリミーナ・フィー・ビラーディ・スーダン（ＪＡＭＢＳ）(e)ジャマトゥ・アンサル・ムスリミーナ・フィー・ビラーディ・スーダン（ＪＡＭＢＳ）(f)ブラック・アフリカにおけるイスラム教徒保護のための先駆者集団(g)ブラック・アフリカにおけるイスラム教徒保護のための先駆者）ANSARUL MUSLIMINA FI BILADIS SUDAN (a.k.a.: (a)Ansaru (b)Ansarul Muslimina fi Biladis Sudan (c)Jama'atu Ansaril Muslimina fi Biladis Sudan (JAMBS) (d)Jama'atu Ansarul Muslimina fi Biladis-Sudan (JAMBS) (e)Jamma'atu Ansarul Muslimina fi Biladis-Sudan (JAMBS) (f)Vanguards for the Protection of Muslims in Black Africa (g)Vanguard for the Protection of Muslims in Black Africa)
旧称：不明
所在地：ナイジェリア
国連制裁委員会による指定日：2014年6月26日
その他の情報：2012年に結成されたテロリスト・準軍事的集団であり、ナイジェリアで活動している。イスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ組織（ＡＱＩＭ）(173. に指定した団体）、ジャマトゥ・アフリス・スンナ・リッダァワティ・ワル・ジハード（ボコ・ハラム）(645. で指定した団体）及びアブバカル・モハンメド・シェカウ（649. で指定した個人）と連携している。

○外務省告示第二百四十七号

平成二十六年六月五日にネーピードーで、地方村落電化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　地方村落電化計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　九億九千四百万円
3　署名者
日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使
ミャンマー側　レイ・レイ・テイン国家計画・経済開発副大臣

平成二十六年七月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百四十八号

平成二十六年六月五日にネーピードーで、新タケタ橋建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　新タケタ橋建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　四十二億千六百万円
3　贈与の供与期限　平成三十二年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使
ミャンマー側　レイ・レイ・テイン国家計画・経済開発副大臣

平成二十六年七月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百四十九号

平成二十六年六月五日にネーピードーで、教員養成校改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　教員養成校改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十五億千三百万円
3　贈与の供与期限　平成三十年四月三十日まで
4　署名者
日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使
ミャンマー側　レイ・レイ・テイン国家計画・経済開発副大臣

平成二十六年七月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十号

平成二十六年六月三十日にマニラで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億三千九百万円
3　贈与の供与期限　平成三十一年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　ト部敏直在フィリピン大使
フィリピン側　アルバート・デル・ロサリオ外務大臣

平成二十六年七月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千六号

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の別表第1の1の⑴のシ及びス並びに別表第2の2の規定に基づき、平成十四年十一月二十六日農林水産省告示第千七百八十号（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年七月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

別記第一の五中「異種の」を削る。

○農林水産省告示第千七号

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の別表第1の1の⑵のロ及び別表第2の3の⑺の規定に基づき、平成十四年十一月二十六日農林水産省告示第千七百八十二号（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の製造基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年七月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

別記第一の一中「異種の」を削る。

○農林水産省告示第千八号

中央卸売市場の卸売業者が卸売の業務を廃止したので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年七月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

卸売の業務を廃止した卸売業者の名称	株式会社三和
卸売の業務を行っていた市場	大阪市中央卸売市場東部市場
取扱品目の部類	加工食料品部
廃止の年月日	平成二十六年五月三十一日

○農林水産省告示第千九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年七月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県熊毛郡屋久島町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）